

# 軽自動車、バイク等の異動手続きは 3月末までに

軽自動車、バイク等の軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。

3月末までに廃車や名義変更などの手続きを行わないと、前の所有者に課税されますので注意してください。

## ！こんな場合には必ず手続きを

- ・車を売買、廃車したとき
- ・所有者が変わったとき
- ・住所が変わったとき
- ・車体を変更したとき
- ・標識の紛失、破損、字体が消えたとき
- ・盗難にあったとき（警察署に盗難届を出した後、廃車手続きをしてください）

## ！手続きについて

### ◆原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車

【申告先】 税務課（小城庁舎）、

※廃車の手続きは、各庁舎総合窓口でも可能



### ◆軽二輪（125ccをこえ250cc以下）・軽三輪車・軽四輪車（660cc以下）

【申告先】 佐賀県軽自動車協会 佐賀市若楠二丁目10-8 ☎30-8442

### ◆小型二輪（251cc以上）

【申告先】 佐賀陸運支局 佐賀市若楠二丁目7-8 ☎050-5540-2082

## ！車検用納税証明書

車検を受けるときには納税証明書が必要です。

納税通知書に添付されている納税証明書（車検用）をご利用ください。

（領収印がないものは無効です）

【問合せ】 税務課 課税係（小城庁舎）担当 永江 ☎73-8801

## 納期限を守りましょう！

3月31日（水）納期限

・国民健康保険税 10期



### 【夜間納税相談】

3月 11日（木）、  
25日（木）

17：30～20：00

場所 小城庁舎1階  
税務課

### 【問合せ】

税務課（小城庁舎）

☎73-8810

☎73-8801